

## 第4章

# 網羅的な調査が必須

# リースの識別に係る検討の調査アプローチのポイント

### 【この章のエッセンス】

●リースの識別については、対象取引の契約条件に基づき個々に検討することが求められるため、網羅的な調査を実施することが必要となる。

●リースの識別に係る実務上の調査アプローチの一例をもとに実務を確認する。

## 概要

前述のとおり、新リース会計基準では、その契約上の名称にかかわらず、対象とする契約がリースを含むか否かを判断することが必要となるため、特に、現行のリース会計基準等においてリースの会計処理が適用

(図表14) リースが識別される可能性がある相手先資産の例

No	使用目的	資産項目
1	オフィス関連	・事務所 ・駐車場 ・事務機器(PC / 携帯電話 / 複合機 / シュレッダー) ・システム利用のレンタル機器 ・空気清浄機 ・ドリンクサーバー ・AED ・その他レンタル備品全般
2	業務委託関連	・データセンター業務委託(サーバー / ネットワーク機器 / ラック / ラックスペース) ・セキュリティ業務委託(警報装置) ・製造委託(工場 / 機械) ・運送業務委託(トラック / 船 / 航空機)
3	工場・倉庫関連	・工場(敷地) ・倉庫・物流センター ・配送用トラック ・フォークリフト ・コンテナ ・発電設備(太陽光パネル、発電機) ・プレハブ・休憩所・詰所 ・ロッカー ・その他レンタル機器・設備・工具全般
4	その他	・社宅・寮 ・広告看板スペース ・看板使用料

されていない契約について、網羅性を担保しつつ、いかに効果的かつ効果的に調査を実施するかが新リース会計基準を円滑に導入するうえでの実務上の検討ポイントの1つになると考えられる。

当該検討にあたってはさまざまな本調査アプローチは、次の3つの

アプローチが考えられるが、本章では、本会計基準等の開発の基礎とされたIFRS 16号「リース」の導入検討時において分析手法の1つとして実務上検討された調査アプローチの一例を紹介する。

## 具体的な調査手続

ステップから構成される。

- ・ステップ1: 調査対象とする費目の選定
- ・ステップ2: 調査対象とする契約の選定
- ・ステップ3: 調査対象とした契約に対するリース判定

### (1) ステップ1… 調査対象費目の選定

まず、最初に調査対象費目の選定作業を実施する。リースが識別される可能性のある相手先資産は、企業が属する業種および展開するビジネスの内容によってさまざまであると考えられるが、図表14は、その一例を示している。試算表(TB)における費目のうち、これらのような資産の使用を伴う可能性がある費目(たとえば、IT関連費用、○○業務委託費など)を選定する。

### (2) ステップ2… 調査対象契約の選定

次に、選定した調査対象費目に属